

## 申第34号「新大阪駅における一部業務委託」に関する業務委員会開催！

JR本体とサービック会社の指揮命令系統はどうするのか!?

**= 乗降終了合図も現行から変わらない!!=多客時の車椅子対応は状況に応じて適切に対応する!!=これで偽装請負・債務不履行のおそれはないのか!?=**

6月13日、地本は「新大阪駅における一部業務委託」に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、柳楽副委員長、下茂業務部長、笹田組織部長、渡辺組織担当部長。会社側は、竹樂人事課課長代理、出口運輸課課長代理、毛利車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

「申」第34号「新大阪駅における一部業務委託」に関する申し入れ（2019年5月9日申入）

### 《 会社の回答 》

1. 関西新幹線サービックへの業務委託実施日を明らかにすること。

【会社回答】本年8月1日を予定している。

2. 関西新幹線サービックの年間休日と労働時間を明らかにすること。

【会社回答】

現在営業二科に所属する社員を対象に、6月17日頃より、業務委託した以降の駅付帯業務に関する作業方法の概略等について面談を実施し説明する予定である。また、出向する社員を対象に、この面談とは別に改めて面談を実施し、その際に「出向先での就労条件について」を手交する。

3. 業務委託される業務内容を明らかにすること。

【会社回答】車椅子業務等を委託する。

4. 業務委託先の業務（勤務形態）を明らかにすること。

【会社回答】

業務委託後の勤務形態は、管理者が泊勤務1本、日勤勤務1本、一般社員は泊勤務2本、日勤勤務4本を予定している。尚、実際の勤務は委託会社の勤務制度によることになるが、ここでいう（日勤勤務）とは、泊勤務でないという意味に留まり、当社における日勤の勤務種別の原則的な始終業時刻と同じになる訳ではない。

5. 業務委託先の要員（出向者と業務委託先の社員）を明らかにすること。

【会社回答】4項の回答と同じ。

6. 現行、内勤が行っている車椅子等の業務は、業務委託後はどうなるのか明らかにすること。具的には、電報分と当日の車椅子等の受付、指令への連絡、車椅子等の旅客の発券等。

**【会社回答】**

内勤業務の電報分受付（事前受付）、及び車椅子等の発券・指令への連絡は現行と変わらない。当日、改札でお客様から申告を受けた場合の取扱いについては、改札係員からサービックへ直接伝達するルートで調整中である。

7. ホームにおける輸送担当者への乗降終了合図は、変更があるのか明らかにすること。

**【会社回答】** 現行から変わりはない。

8. 業務委託後にスロープを取るなど業務上必要な場合、現行通り許可無くホームの詰所に立ち入ることが出来るのか明らかにすること。もし許可があるのなら詰所が不在の時はどうするのか明らかにすること。

**【会社回答】**

ホーム係員の許可を得ずにホーム詰所へ入室することは不可とする。スロープについては各ホームの適切な場所に新しくキャビネットを設置して保管するためホーム詰所への立ち入りは発生しない。

9. 車椅子等の対応時の指揮命令系統はどうなるのか図式で明らかにすること。

**【会社回答】**

車椅子等の対応依頼については当社駅係員からサービック管理者に対して行い、サービック管理者からサービック一般社員に対して指示を行うことを原則とする。

10. 多客時等で車椅子等の対応が業務委託先だけで対応出来ない場合は、現行通り内勤や改札の係員が対応するのか明らかにすること。また発車時刻の直近（10分前）に旅客が改札に来られた場合は、改札から内勤、内勤から二科に連絡していると乗り遅れる可能性があるため改札の係員が車椅子等を対応しているが、業務委託後はどうなるのか明らかにすること。

**【会社回答】** 状況に応じて適切に対応する。

11. 業務委託先出向者が遺失物や清掃の業務を担当するのか明らかにすること。

**【会社回答】**

出向先の人事運用については支社権限外事項であるが、出向先の業務については適宜、適切に配置すると聞いている。

12. 業務委託に際して、新大阪駅営業二科の社員全員が業務委託先に出向となるのか明らかにすること。また出向ではなく転勤が発生するのか明らかにすること。

**【会社回答】**

個別の人事運用については未定であるが、現在営業二科に所属する社員は原則としてサービックに出向となる予定である。

13. 制服等の変更があるのか明らかにすること。

**【会社回答】** サービックにおける駅営業係員用の制服を着用する。

14. 業務委託される前に業務委託先の詰所の見学を出来るようにすること。

**【会社回答】** ご意見として承る。

15. 現行の新大阪駅営業二科の更衣室、寝室が変更となるのか明らかにすること。

**【会社回答】** 現行から変わりはない。

16. 車椅子等旅客の救急車手配時の業務の流れを明らかにすること。

**【会社回答】** 現行から変わりはない。

17. 業務委託前に業務委託先社員の車椅子等見習いがあるのか明らかにすること。

【会社回答】必要があれば実施する。

18. 現行の使用しているセキュリティ鍵、マイク、PHS、タブレット等はどうなるのか明らかにすること。

【会社回答】業務に必要な貸与品は引き続き貸与する。

19. 業務委託後の事務関係の取り扱いは、どうなるのか明らかにすること。

【会社回答】

他の出向者同様、JR東海に関することは事務総括センターが窓口となり手続きを行うこととする。

20. 定期健康診断の取り扱いは、どうなるのか明らかにすること。

【会社回答】出向先で受検することとする。

21. 案内所のJR西日本への業務移管に伴い、中央出札付近のJR西日本トラベルコーナーと待合室が廃止された。JR西日本の案内所の開設日と廃止された待合室が設置されるのか明らかにすること。またJR西日本のe 5489専用受取機が案内所開設までに中央出札付近に設置されるのか明らかにすること。

【会社回答】他社に関する事柄であり回答する立場にない。

以上

《若干のやり取り》

## **JR営業二科の業務の全てをサービック会社に業務委託するなら、現場の声を聞くことが社員に対する誠意である！！**

組合：8月1日から業務委託するということであるが、現在サービックから見習いに来るとか出向に来るとか計画はないのか。

会社：8月1日前に必要ながあれば可能性としてはある。

組合：現在はどうか。

会社：現在のところ、サービックから本体に出向に来ているとかはない。

組合：それに関して、必要であるとは感じないのか。

会社：今のところ必要ないと考えている。

組合：現行の営業二科の社員が、業務委託を担うので必要ないという考えなのか。

会社：見習いは会社間の調整でやっておりサービック側が必要と要請があれば、する可能性はある。

組合：やることは全く同じで制服が変わるだけである考えでいいのか。

会社：そうである。業務内容で大きく変わるものはない。

組合：現行の社員以外のサービックの社員が業務をやる時には、見習いをするということか。

会社：そうである。委託した直後は、JRからの社員がいるが長い目で見ればプロパー社員がその業務を習得する必要があるので、それに向けて調整をしているし、委託に関しても必要があれば見習い業務の可能性はある。

組合：その見習いというのは出向したJR社員がサービック社員に教える形になるのか。

会社：サービック会社が責任を持って教育をすることになるが、一般論としては勿論あり得る。

組合：あり得るのか。

会社：出向後になるがある。

組合：サービックの管理者と言うのは、JR本体の管理者なのか。

会社：サービックの中でもプロパーの管理者はいる。

組合：本体管理者以外のプロパーの管理者が車椅子業務の指示するのか。

会社：個別の人事運用の関係で未定であるが、サービックの中でも管理者制度はあるので一般論としてサービック会社が判断すればあり得る。

組合：指揮命令系統で偽装請負の疑いが念頭にあるので聞いている。

会社：偽装請負のことに関しては会社も全く知見がないわけではなく様々な系統でしっかり議論してやっているから今回に関して法令に則りながら適切な形で行っている。

組合：プロパー管理者が現時点で車椅子業務を知らないのに、社員に対して指示が出来るのか。

会社：管理者の立場として指示することは、その業務を知っているのが前提であるので、ちゃんとした教育を施したうえでやるのが一般論である。

組合：では、どういう教育を行うのか。机上の教育なのか、現場での教育なのか。

会社：色々あるので、必要な教育を実施する。

組合：その教育は8月1日以前にやるわけではないのか。

会社：業務委託以前なのか、以後なのかは委託する側の判断になる。

組合：申し入れにある通り現在業務を行っている社員に対して、仕事を全く知らないプロパーの管理者が指示が出来るのかである。現場で混乱を引き起こすのではないかと危惧している。

会社：現場で混乱することがないように必要な準備をしていく。

組合：混乱させないためには、今そのような教育をしているのか、してないのかである。

会社：必要があれば実施する。

組合：6月17日からの面談は、社員に知らせているのか。

会社：今後必要に応じて、各社員と調整して個別に面談を実施する。

組合：面談は、業務の中でやるのか、時間外でやるのか。

会社：様々なケースがあると思うが、労働時間として行う。

組合：サービックの年間休日と労働時間を明らかにすること。

会社：就労条件については、然るべき日にしっかりとお伝えする。

組合：我々の組合員がいて、組合が労働条件の細部を聞いている。113日で7時間35分であると何故言えないのか。

会社：就労条件については、個々の社員にお知らせする。

組合：知っているのにこの場では言わないということを確認する。ここで言ったら不都合なのか。

会社：会社としては、正式な回答は個々の社員に伝える。

組合：サービック会社に業務委託することは決まっている。サービックの就労条件は分かっているのに何故回答しないのか。

会社：出向者は出向先の勤務制度に従って勤務をする。

組合：年間休日や労働時間は、出向先の労働条件なのか。

会社：そうである。

組合：サービックの年間休日は113日であるから、7日間が出る。

会社：年間休日については、出向先のルールに従ってしっかり行う。

組合：ルールとは、JR本体とサービックが決めたルールなのか。

会社：出向協定、第3項の（4）に社員の出向に関する協定を結んでいる。

組合：だから、言わないという話なのか。

会社：必要により話はする。

組合：申し入れ3項の回答にある車椅子等の等は何があるのか。  
会社：現行も行っているホームの掲示、駅ポスター、時刻表の張替えやポケット時刻表、EX冊子等の作業を含めている。  
組合：新たに追加される作業はないのか。  
会社：基本的にはない。  
組合：同じ業務を行うなら、何故業務委託する必要があるのか。  
会社：駅の付帯業務に関して、時代的な背景や社会的な要請を踏まえながら最終的には外部のものを活用して効率的な業務の執行体制を考えていくことが適当であると判断してこの施策を行っている。  
組合：もし、施策が上手くいかなかったら当然元に戻すことについては考えているのか。  
会社：上手くいかなかった定義は難しいところであるが、会社は業務の変化を考えながら効率的で執行体制の範疇の中で行う。  
組合：昨年7月に東京営業三科からSMTに業務委託したが、引継ぎは上手くなされたのか。  
会社：問題なく引継ぎされたと聞いている。  
組合：組合側は引継ぎに混乱が生じたと聞いているが、そのようなことはなかったのか。  
会社：なかったと聞いている。一般論として、普段のダイヤ改正等の引継ぎと同じくやっ  
ていく。  
組合：現在、営業二科で働いている社員の声として、車椅子の対応や他にも色々な対応がある中で、現場の声を聞く場を設定するべきではないか。  
会社：説明の場を別に設けることは今のところ考えていないが、通常の範囲内で管理者とのコミュニケーションで十分対応できると思う。  
組合：当初4月の予定が8月にずれ込んだりして、業務委託する準備がしっかり出来ているのかと現場の声として上がっている。  
会社：ずれ込んだということだけでなく8月1日の西日本の案内所開設に合わせて、同時に行うことが効率的であると判断しただけである。  
組合：西日本の関係で遅れたのか。  
会社：そうではない。一緒に行うことが効率的であると判断した。  
組合：勤務形態の話であるが、現行はどんなのか。  
会社：現行は、要員計画等の中で説明をしている通り、余剰人員の活用である。  
組合：業務委託後の勤務形態は、管理者が泊勤務1本、日勤勤務1本、一般社員は泊勤務2本、日勤勤務4本を予定しているとのことだが現行の要員と同じになる。  
会社：回答の通りである。  
組合：泊まり勤務は何時から何時までか。  
会社：個々の作業ダイヤの細部は、最後に調整するので徹夜の泊まり勤務である。

## **サービック会社に車椅子対応を業務委託したのに、JR内勤者が車椅子対応を行うこともあり得る！！**

組合：6項の回答で現行の内勤者も車椅子の対応をするということでもいいか。  
会社：色々ケースがあるので、そこで全てとはならないと思うが総論で言うと業務委託するということはしっかりと委託先で責任を実施するのが原則基本である。その一方で、多客期などどうしても同時的に突発的なものを含めて多くの車椅子が改札に来た時に、一般論として対応が出来ない場合にはJR本体の駅係員も含めて応援体制

を組むことはあり得ると思う。それが、会社としての責任になる。

組合：偽装請負の関係で、その線引きは難しいと思うがJR本体との回し方をどうするのか。

会社：原則論は委託した体制でやっていただくようにサービックとは調整するが、突発的な時に社会的ニーズに応えるためには、JR本体も行うことがある。

組合：委託しているのに、出来ないということは債務不履行になる。

会社：完全を望むならそうなるが、しっかり検討してこれからもやっていく。

組合：グレーなところを敢えて作るようなことをするのか。

会社：グレーなところだけで、この施策の実施回避の争点になるということはなくもっと大きな観点として社会情勢を踏まえると外部委託の活用は非常に大事である。

組合：7項の合図は変更ないということだが、サービックの方が車椅子の対応が終わった合図をJR社員に送るのはどうなのか。終わったことをサービックの管理者に伝えて、サービックの管理者がJRに伝えるのが一連の流れではないのか。

会社：偽装請負の関係で言っていると思うが、法令に則り適切な形で業務委託しているので問題はない。

組合：組合側は、サービックから直接合図を送るのは偽装請負の関係で問題であると考えますが、会社は問題ないことを確認する。

以上